

仙台市地下鉄の駅業務受託事業者選定委員会設置要綱

(平成31年2月25日管理者決裁)

(設置)

第1条 仙台市交通局（以下「交通局」という。）が地下鉄駅業務の委託を実施するにあたり、受託事業者の選定を適正に行うため、仙台市地下鉄の駅業務受託事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議し、その結果を仙台市交通事業管理者（以下「管理者」という。）に報告する。

- (1) 受託事業者の選定基準に関する事項
- (2) 応募者から提出される書類等の審査・評価及び受託事業者の選定に関する事項
- (3) その他委託に係る受託事業者の選定に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員6名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、管理者が委嘱又は任命する。

- (1) 接遇教育・財務分析の関係者等管理者が適当と認める者
- (2) 交通局次長及び鉄道管理部長

3 委嘱する委員の任期は2年以内とし再任は妨げない。ただし、委員に欠員が出た場合の補充の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員会に委員長を置き、交通局次長をもって充てる。ただし、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員長は、委員会の会議を招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会の会議に出席させ、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

3 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員会の会議は、非公開とする。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、鉄道管理部営業課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から実施する。